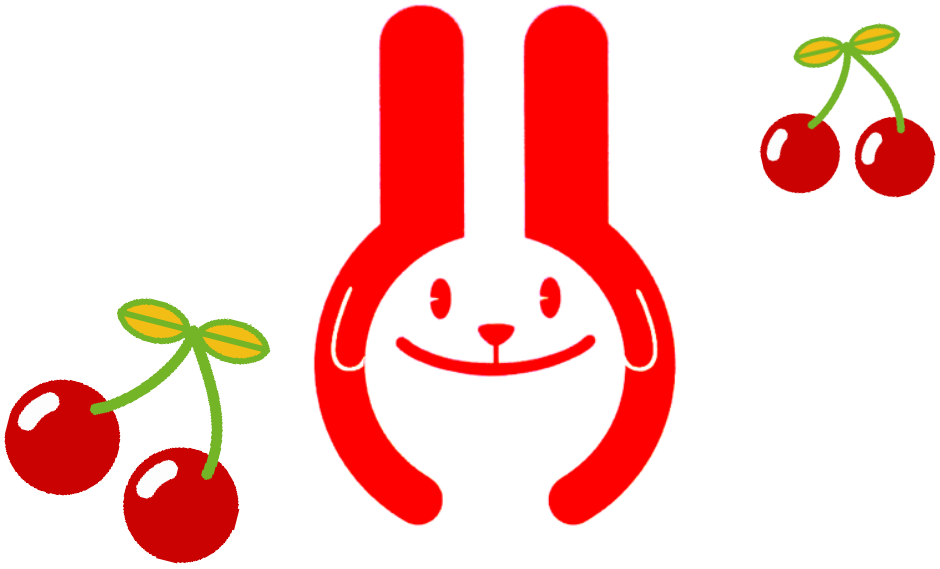
２０２６年１０月改定版　★次の改定まで大切に保存してください。

「たすけあい」って　いいね！

エッコロたすけあい制度
ガイドブック

＊　生活クラブやまがた生活協同組合の独自のたすけあい制度です　＊

みんなでひろげよう。たすけあいの輪



エッコロたすけあい制度の申請書、保障内容、ガイドブックは
生活クラブやまがたのＨＰの「エッコロうさぎマーク」から、
または右記ＱＲコードからダウンロードして印刷できます。⇒

＊ガイドブックの申請書はコピーしてお使いください。

＊2014 年７月～生活クラブやまがた生活協同組合のエッコロたすけあい制度がスタートしました

エッコロたすけあい制度のお問い合せ、給付の申請は下記までご連絡ください。	
生活クラブやまがた生活協同組合 月～金　９：00～18：00	電話　0238-23-7232 ファックス　0238-22-6120

＊下記に必要事項を記入の上、次の最新のガイドブックが届くまでなくさないように保管してください。

支部名	コース	班名	組合員コード	組合員名
山形・米沢	曜日AM・PM			

発行日　2026 年 10 月 1 日　発行部数 2,000

目 次

- エッコロたすけあい制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 絵で見るエッコロたすけあい制度の保障内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5
- エッコロたすけあい制度のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 事由が発生したら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- コーディネート制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- エッコロたすけあい　サポートマニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- エッコロたすけあい制度で使う用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ケア者保険・行事保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 保障内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10～21（各詳細　下記参照）
- エッコロ講座について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 生活クラブ福祉・たすけあい８の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- エッコロ地域応援基金・リーディングサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- エッコロたすけあい制度規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- エッコロたすけあい制度細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- エッコロ地域応援基金　基金運営管理規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- エッコロサポーター登録用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- エッコロ申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30～37
- エッコロたすけあい制度「申請書」提出控え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

	事由コード	保障内容		ページ	申請書番号
共同購入	共1	共同購入品受取時の破損・盗難・動物被害の保障		10	①
	共2	共同購入に困難が生じたときのサポート保障		11	②
	共3	拠点の運営にかかる費用の補助		12	③
	共4	班の維持費			③
活動保障	組1	組合員活動中の事故保障（入院・ケガ通院）		13	④②
	組2	組合員活動中の対人・対物事故保障		14	⑤
	組3	組合員活動中に組合員の私物を破損した場合・盗難・紛失の保障		15	①
	組4	組合員活動にかかる費用の補助	①　会場費用の補助	16	③
			②　組合員活動を支えるサポート		②
			③　託児サポート		②③⑦
	組5	組合員活動の車の乗り合い補助		17	③
生活保障	生1	加入者本人または加入者の家族の入院・在宅療養に伴うサポート		18	②
	生2	加入者本人または加入者の家族が高齢又は障がいをもっている場合の家事サポート			②
	生3	加入者の子育てをサポート		19	②
	生4	留守や緊急の場合のおたすけサポート			②
その他	そ1	エッコロ長期加入お祝い		20	
	そ2	加入者及び加入者の家族の出産祝い（同居に限る）			⑥
	そ3	エッコロ講座の補助		21	
	そ4	エッコロカフェの補助			⑧

＊そ1　「エッコロ長期加入祝い」の申請書は対象となった方へ配布します。

＊そ3　「エッコロ講座」の申請書等は担当地区の理事、運営委員に申し出下さい。

エッコロたすけあい制度とは

生活クラブには
「組合員同士のたすけあい」のしくみがあります。

生活クラブでは、おおぜいの組合員による消費材の共同購入を通じて「食の安全追求」「国内自給率アップ」「環境に負荷をかけない暮らし」を目指していますが、実はもうひとつ力を入れて取り組んでいる活動に「共済たすけあい」の活動があります。

「共済たすけあい」の活動って?…それは協同組合の原点！

自分や家族、地域の人達みんながお互いに健康で豊かに暮らすために、日常のちょっと困った時に身近に手を貸してくれる人がいたり、万が一ケガや病気になった時、必要なお金や手助け（サポート）を受けられる、そんな温かいつながりがあったら安心ですよね。

私たち組合員が作ってきた「生活クラブやまがた」独自の「たすけあいのしくみ」！

≪　エッコロたすけあい制度　≫

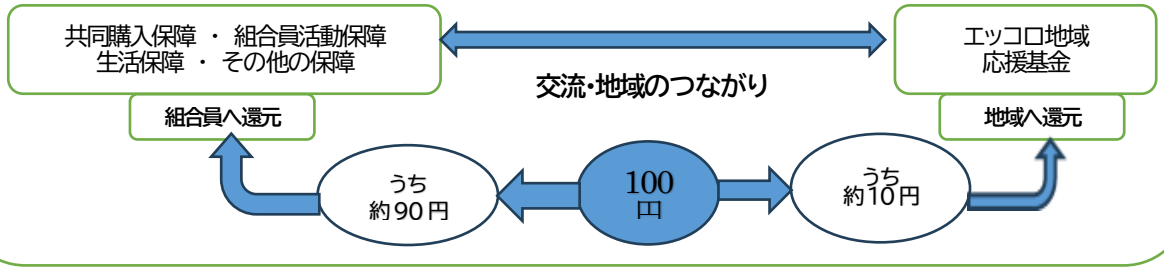
2012 年中期計画の基本方針のひとつ「互いに支え合い、助け合う地域を創る」の実行方針に「エッコロ制度」の導入を上げました。そして 2014 年 7 月 1 日からスタートした組合員どうしのたすけあい「エッコロたすけあい制度」は、一人ひとりの組合員が毎月 100 円の掛金を出し合い、安心して共同購入するための保障や、組合員活動などに関わる保障、ちょっとした困りごとに組合員どうしの手助け（サポート）するしくみがあったり、地域の組合員どうしが「おたがいさま」の気持ちでたすけ合う、支え合うしくみです。

自分ひとりでは解決できないことも、おおぜいの組合員の知恵と手助けがあればきっと乗り越えられるはず！一人ぼっちで困っている人を出さない、見逃さない。生活クラブは地域のもう一つのセーフティネットの役割を担います。一人ひとりの思いやりの心といつでも誰でも「はいどうぞ」と手を出し合える。そんな優しくあったかいつながりをみんなで広げていきましょう。

共同購入・活動・生活・その他の保障の対象は、「エッコロたすけあい制度」の加入者になります。

困った時はおたがいさま
もっと活用しよう！もっと手助けしよう！

エッコロたすけあい制度とエッコロ地域応援基金のしくみ
毎月 100 円の掛金のうち一部を基金として組合員を含む地域と人々を豊かにする
多様なまちづくり応援助成の取り組みをしています。



絵で見る

エッコロたすけあい制度の保障内容

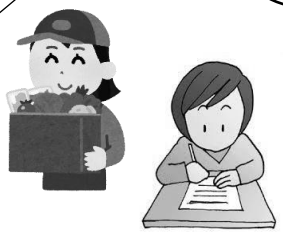
共同購入保障

いつまでも
安心して共同購入
を続けるため

共1）破損・盗難・
動物被害



共2）お届け・預かり
注文サポート



共3）拠点



共4）班維持費



組合員活動保障

組合員活動を
サポート

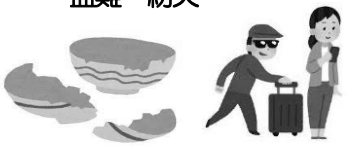
組1）事故による入院・通院



組2）対人・対物事故(賠償責任)



組3）組合員の私物を借りて壊した
・盗難・紛失



組4-① 会場費



組4-② 家事サポート



組4-③ 託児サポート



組5）車の乗り合い補助



生活保障

生１）入院・在宅療養に伴うサポート



生２）高齢・障がいの場合の
家事サポート



**おたがいさまの
たすけあい**

生４）緊急時のサポート



生３）子育てサポート



その他の保障

そ１）長期加入祝い



そ２）　出産祝い



お祝い･補助

そ４）エッコロカフェ



そ３）エッコロ講座



エッコロたすけあい制度のしくみ

① 加入手続き…エッコロたすけあい制度加入申込書を事務局へ提出します。


エッコロたすけあい制度　加入申込書

エッコロたすけあい制度は生活クラブやまがたの組合員同士のたすけあいのしくみです。
私は2014年7月からスタートした　たすけあい制度の目的に賛同し、「エッコロたすけあい制度（掛金月／100円）」に加入します。

加入申込日：　西暦　　年　　月　　日
支部：　山形　・　米沢　（○で囲んでください）

班　名	
組合員コード（または住所）	
組合員氏名（自署）	
電話番号	

〒992-0025　米沢市通町6-16-5
生活クラブやまがた生活協同組合
TEL.0238-23-7232　FAX0238-22-6120

受付日　　加入日　　受付担当者名：

事務局
☎0238-23-7232
にお電話ください。
配達時にお渡しします。

②掛金…**月額100円**です。
共同購入代金と一緒に引き落とします。



③効力の開始…加入手続きと同時に効力が発生します。

例）４月10日加入申込書提出
　　４月10日～保障スタート



④効力の失効…掛金の払い込みが３回以上連続して確認できなかった場合、効力が失効します。
失効中は給付対象外となります。
ただし、払い込みが確認された場合は翌月分から効力が再発生します。



掛け金を３か月滞納すると
効力失効になります。

⑤給付金…給付金は共同購入代金と相殺されます。





請求書にマイナス計上で記載されます

⑥サポート中の保障…サポート中の保障は「ケア者保険」で保障されます。
組合員活動中に事故等が発生した場合は、「行事保険」で保障されます。

安心してケアできます



事由が発生したら

1. **困りごとが発生したら**、自分の知り合いの組合員または本部センター☎0238-23-7232にサポート依頼の相談をします。
（＊組合員以外の方はエッコロたすけあい制度のサポート金の給付対象にはなりません）

2. **サポートを受けた人が申請**を行います。
（サポートをしてあげた人でもOK）原則60日以内

3. **申請用紙に記入**します。
申請用紙の入手方法は以下４通りあります。
① 本部センター☎0238-23-7232に電話をして申請用紙を取り寄せる。
② 配達の際、職員に用紙をもらう。
③ 生活クラブやまがたのホームページのエッコロマークからダウンロードする。
④ エッコロガイドに添付してある申請書をコピーする。

4. **申請書を提出**します。配達時に職員に手渡しまたはファックス（本部センターFAX:0238-22-6120）してください。

5. **給付までの流れ**
① 給付される金額はサポートをした人に給付される**サポート金**と、本人に給付される**給付金**があります。
② 給付の時期は**当月20日**までに事務局で受理された分が、翌月の運営委員会で審査され、たすけあい委員会での承認を経て、**翌々月の共同購入代金と相殺**されます。（約２か月程度で給付）

6. **給付金の限度枠**
① **１申請ごとに５万円を限度**としています。
なお、１申請とは１回ごとの申請を言います。
② 加入者１人に対する**年間総限度額は10万円**です。

・どの事由に当てはまるかわからない時は本部センターまでお問い合せください☎0238-23-7232
・エッコロたすけあい制度の他「行事保険」「ケア者保険」での保障があります。事故が発生した場合も速やかに本部センターまでご連絡ください。☎0238-23-7232

給付の大まかな流れ　例えば・・・



具合が悪くなって病院に行く間、エッコロに加入している組合員に高齢家族又は子どもを見てもらった



困りごとが発生したら速やかに申請してください。（原則60日以内）

① サポートを受けた人が**申請書を記入**

（サポートをしてあげた人  でもOK）

②**申請書を提出**する



配達職員に渡す

または



FAX
0238-22-6120



③運営委員会を経て
たすけあい委員会で審査



④サポートを行なった人にサポート金が給付（消費材代金と相殺）

コーディネート制度

エッコロがさらに使い
やすくなりました！

2026 年度から、ちょっとした困りごとが発生し、自分の知り合いの組合員（サポーター）が見つからない場合、コーディネートをお願いできます。困った時は相談しましょう。

＊組合員活動保障と生活保障のみ使えます。

＊ケア者が見つからず依頼に応じられない時もあります。

基本の流れ

① 困りごとが発生したら、本部センター0238-23-7232 に電話してサポート依頼の相談をします。
② エッコロコーディネーターから電話がくる。依頼内容の詳細を伝える。
③ サポーターから連絡が来て詳細確認の上、当日のサポートの実地。
④ 申請用紙に記入して提出。

エッコロたすけあい サポートマニュアル

エッコロたすけあいの「サポート」ってなに？	今、困っている人へのほんのちょっとしたお手伝い。専門的な介護や看護等は含まず、あくまでも組合員ができる日常生活の家事援助の範囲。組合員同士であっても、家族間のサポートは対象外です。 （例えば…子供の世話・家族の見守り・炊事・掃除・買物代行などの家事支援です。）
「エッコロサポーター」ってなに？	お手伝いする人。エッコロたすけあい制度加入者であれば誰でもなれます。 サポートの依頼を受けたら、サポートを受ける方の立場を思いやり、プライバシーを守りながらサポートを行いましょう。
「サポート」を受けるには？	① 知り合いの組合員でサポートしてくれる人（エッコロサポーター）を探します。 ② 頼みたい内容をエッコロサポーターに依頼し、打ち合わせの上、サポートをしてもらいます。 ③ サポートしてもらったら申請書を提出します。 ④ もしエッコロサポーターが見つからない場合は、 本部センターTel：0238-23-232 までご相談ください。
「サポート金」ってなに？	「おたがいさま」でサポートが成立したことに対して、サポートした人(エッコロサポーター)に支払われるお金。加入者みんなからの気持ち。労働の対価ではありません。サポート金は共同購入代金と相殺給付をしています。加入者全員の掛け金の中から支払われるもので、個人のお礼金でもありません。サポートに対しては、毎月掛け金を出しているので本人の負担はありません。 ＊ただし、組合員活動の車の乗り合い補助以外のサポーターが自宅からサポートするお宅へ向かう場合の公共交通機関等実費や自家用車の交通費は、サポートを受ける人の負担になりますので現金でお支払いください。（サポーターが自家用車の場合の交通費は片道２ｋｍを超える時、ガソリン代等交通費として 15 円×往復距離（ｋｍ））
「ケア者保険」とは？	安心して「エッコロたすけあい制度」のサポートが行えるようにサポート中に事故が発生した場合に備えて「ケア者保険」があります。。エッコロサポーターが出かけてから帰宅までの間を保障します。「エッコロたすけあい制度」のすべてのサポートについて「ケア者保険」が適用されます。（詳細については９ページ）

エッコロたすけあい制度で使う用語の説明

エッコロ	イタリア語で「はい、どうぞ」という意味。「ちょっとお願い」「はいどうぞ」の関係を広げるための仕組みということで「エッコロたすけあい制度」と名付けられました。
事由	エッコロたすけあい制度内で保障される事柄。
共同購入保障	共同購入品の受取時の破損等の保障、共同購入品の受取時のサポートする保障。
活動保障	組合員活動を支援するための保障。組合員活動に必要な会場費や託児費用もこれに当たります。また、組合員活動中に起きた事故を制度内の可能な範囲内で保障します。
生活保障	加入者が日常生活を円滑におくれるように支援する保障。また、日常生活に支障が生じたときに支援する保障。
その他の保障	共同購入・活動・生活保障以外の保障。加入者のお祝い、エッコロ講座やエッコロカフェの補助
家族の定義	同居、別居を問わず、親・子・配偶者・祖父母・孫・兄弟姉妹および兄弟姉妹の配偶者。

【ケア者保険(エッコロサポーターによるサポート)について】　～概要と使い方～

1. ケア者保険とは

(1)　エッコロたすけあい制度に定められているすべてのサポートについて「ケア者保険」が適用されます。エッコロサポ―ター（サポートする人）が家を出てからサポートを終了して帰宅するまでの間を保障されます。（寄り道は含まない）安心してサポートを行うための保険です。

(2)　イベントなどの組合員活動中の事故は生協の「行事保険」を優先して適用していきます。

2. 補償内容

(1)　傷害保険…エッコロサポーターがサポート活動中（出かけてから帰宅まで）に事故にあった場合支払われます。

Ⅰ.保険金　（ア）死亡・後遺障害保険金額…300 万円　（イ）入院保険金額…3,000 円/日（180 日限度）
（ウ）通院保険金額…2,000 円/日（90 日限度）

(2)　賠償責任保険…エッコロサポーターがサポート活動中の事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊した場合に支払われます。（サポートに自動車やバイクを使用した場合の自動車・バイク事故の賠償保障は対象外です。）

Ⅰ.保険金　（ア）身体賠償　1 事故期間中　1 億円
（イ）見舞金費用　1 事故　30 万円(30 日以内に死亡した場合)
（ウ）事故対応費用　1 事故　30 万円×被害者数
（エ）示談交渉費用　1 事故　30 万円　（オ）財物賠償　1 事故期間中　1 億円
（カ）管理財物　1 事故　1 億　（キ）人格権侵害賠償　1 事故　30 万円
（ク）生産物賠償　1 事故 1 億円　＊免責 5，000 円　ただし生産物賠償はゼロ

3.　事故発生報告

事故が発生したら、直ちに本部センターへ連絡をしてください。☎0238-23-7232

【行事保険について】　～概要と使い方～

1.　行事保険とは

組合員が安心して主催者としての企画活動や諸活動に参加できるように「行事保険」に入っています。行事保険は企画や行事に参加した組合員や組合員以外の人が偶然の事故によりケガをした場合の保障や対人対物の賠償責任を負った場合の損害を補償する制度です。見舞金や賠償保険金が支払われます。

2.　保障内容

死亡…500 万円　対人賠償 1 名…3,000 万円(1 事故 1 億円)　預かりもの賠償 1 事故…500 万円(通算 500 万円)
対物賠償 1 事故…1,000 万円　入院日額…3,000 円(180 日まで)　通院日額…2,000 円(90 日まで)

3.　事故発生報告

事故が発生したら、直ちに本部センターへ連絡をしてください。☎0238-23-7232

申請書は ⇒ ガイドブック後ろのページ「エッコロ申請書」を
コピー又は HP から印刷又は本部センターへ電話(0238-23-7232)

共１　共同購入品受取時の破損、盗難、動物被害の保障

共同購入保障は年間総額 50,000 円まで　　年間限度額　50,000 円

		
保障内容	①加入者の受取消費材の破損・盗難・動物被害 被害実額　上限５万円	②荷受け場所で消費材の破損の後始末 新設 300 円/回 ・年４回まで
補足	・配達日当日、荷受け場所から自宅玄関に入るまでに破損したとき又は盗難、動物被害にあったとき。 ・紛失、寄り道、ペットは対象外 ・班の荷受け場所で仕分け中に他の班の人の消費材を破損してしまった時も対象 ・破損とは使用に耐えないもの。 ・	・荷受け場所で消費材の破損が発生し、荷受け場所を汚してしまったとき。 ・荷受け場所の組合員に対しての給付。 ・保障受取人はエッコロ加入者です。
	例えば、どんな時に使えるの？	
	・〇月〇日の配達で班の仕分け中、持ち上げたピッキング袋からソース瓶がスルッと抜け、床に落ちて破損した。 ・カラスが荷受け場所の消費材を持っていこうとして、袋が破れ、床に中身が出た状態に置かれていた。	・荷受け場所で消費材のソース瓶を破損。汚れた玄関前のコンクリート床の掃除を私の他に荷受け場所の班長さんが行ってくれた。

提出書類	申請書 NO.①
	配達明細表のコピーと状況写真を添付

申請書は ➡ ガイドブック後ろのページ「エッコロ申請書」を
コピー又は HP から印刷又は本部センターへ電話(0238-23-7232)

共２　共同購入に困難が生じたときのサポート

共同購入保障は年間総額 50,000 円まで　　**年間限度額　12,000 円**





保障内容	①消費材のお届け	②消費材の預かり	③消費材注文等に関するサポート　新設
	３００円/１サポート	２００円/１泊以上１サポート	４００円/３０分（１日上限　１時間迄）
補足	・配達日当日、突発的、一時的な病気やケガなどで受取に困難が生じ、消費材のお届け・預かりをしてもらった時。 ・「預かり」、「お届け」は１回の事由につき１サポートまで。（預かりが２泊以上でも１事由です） ・「預かり」と「お届け」が混在するときは、どちらか一方で申請してください。 ・共同購入品の預かり・お届けは複数人でやった場合それぞれにサポート金が給付されます。 ・自動車・バイク事故は対象外。		・消費材注文に関して困難が生じて、手助けをしてもらったとき。 ・１年以内の新加入者へ自宅訪問等で注文等に関するサポート ・インターネット注文「e くらぶ」操作説明サポート ・手助けが必要な加入者（妊娠中、３才以下の乳幼児のいる組合員、70 才以上の組合員、記入に困難を抱える障がいのある組合員）に対して注文代行や注文の手助けサポート ・サポート時間には、サポーターが自宅から出て帰宅する時間も含みます。（寄り道は対象外） ・自動車・バイク事故は対象外。

＊サポーターが自宅からサポートするお宅へ向かう場合の公共交通機関等実費や自家用車の交通費は、サポートを受ける人の負担になりますので現金でお支払いください。（サポーターが自家用車の場合の交通費は片道 2ｋｍを超える時、ガソリン代等交通費として 15 円×往復距離（ｋｍ））

例えば、どんな時に使えるの？

・〇月〇日の配達で、体調不良で外出できず、消費材を届けてもらった。	・〇月〇日の配達日に葬儀のため留守となり３泊預かってもらった	・新加入で注文用紙の書き方が分からなかった。〇月〇日にカタログの見方や注文用紙の書き方を教わった。

提出書類	申請書 NO.②

共同購入保障

申請書は ➡ガイドブック後ろのページ「エッコロ申請書」を
コピー又は HP から印刷又は本部センターへ電話(0238-23-7232)

共３ 拠点の運営にかかる費用の補助	共４ 班の維持費		
共同購入保障は年間総額 50,000 円まで		年間限度額　12,000 円	
			
保障内容	拠点の定義を基に運営・活動にかかる費用(水道光熱費)の補助	①班維持費	②班の備品等の補助
	拠点の費用(水道光熱費)の一部補助	班会開催時に 班人数×100 円を補助 (班員全員加入が条件。休眠者は除く)	班荷受け場所の環境整備に必要な備品購入の一部補助
補足	・費用について申請内容と金額はその都度精査します	・班会を開催した時の補助(お茶お菓子代など) ・又はいつもお世話になっている班長さんへ気持ちを形にしたいなどに活用ください。 ・事前に班会を開催したい日時・場所・人数を配達職員へ伝えてください。 ・当日又は後日班維持費をお渡しします。	班の備品費用について申請内容と金額はその都度精査します ＊１万円を超える場合は購入前に相談ください。
	例えば、どんな時に使えるの？		
		・班会を開催した	・受取場所にいつでも受け取れるようにセンサーライトを設置して一部を補助申請した。

提出書類	申請書 NO. ③ 領収書など（コピー可）添付

組合員活動保障

申請書は ➡ガイドブック後ろのページ「エッコロ申請書」を
コピー又は HP から印刷又は本部センターへ電話(0238-23-7232)

組Ⅰ 組合員活動中の事故保障（入院・ケガ通院）

年間限度額　50,000 円



保障内容	①加入者本人、および家族が組合員活動中に不慮の事故で負傷し、入院またはケガ通院した時の治療費	②入院見舞金	③上記による入院またはケガ通院または在宅療養のサポート
	治療費実費 上限５万円	５，０００円	８００円/１時間 （１日上限　２時間迄） ＊最初の１時間以降は 400 円/30 分単位 ・サポート時間には、サポーターが自宅から出て帰宅する時間も含みます。(寄り道は対象外)

改変

補足	・同行した家族による事故も保障 ・本人の居住する住居内での事故も対象 ・行き・帰りも含みますが、寄り道は対象外 ・自動車・バイク事故は対象外	・主なサポートは、入院・通院の付き添い、家族の見守りのほか簡単な家事で掃除・洗濯・食事の準備・買物代行などです。(車の送迎は対象外) ・消費材の受け取りに関するお届け等は共Ⅰで申請してください。

＊サポーターが自宅からサポートするお宅へ向かう場合の公共交通機関等実費や自家用車の交通費は、サポートを受ける人の負担になりますので現金でお支払いください。(サポーターが自家用車の場合の交通費は片道 2ｋｍを超える時、ガソリン代等交通費として 15 円×往復距離(ｋｍ))

例えば、どんな時に使えるの？

	・〇月〇日組合員フェスティバルの活動からの帰宅中、道路の段差につまずいて、転び、足を骨折し入院した。	・〇月〇日組合員活動中に転び、足を骨折し、通院の付き添いをしてもらった。

提出書類	**申請書 NO.④　入院又はケガ通院又は在宅サポートは 申請 NO.②** ① の入院・ケガ通院の申請は医療機関発行の領収書(コピー可)添付。 ② の入院見舞金は入院証明するもの(氏名・入院期間・医療機関が明記(コピー可)添付。

申請書は ➡ ガイドブック後ろのページ「エッコロ申請書」を
コピー又は HP から印刷又は本部センターへ電話(0238-23-7232)

組２　組合員活動中の事故保障（対人・対物）

年間限度額　50,000 円

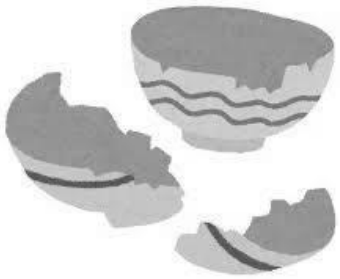
		
保障内容	①【対人】加入者が活動中、およびサポート中に対人事故で賠償責任が生じたときの保障	②【対物】加入者が活動中、およびサポート中に対物事故で賠償責任が生じたときの保障
	実費　上限５万円	修理費もしくは 新規購入費 上限５万円
補足	・申請は賠償責任が生じた加入者が行います。 ・同行した家族による事故も対象です。 ・自動車・バイク事故は対象外です。 ・行事保険およびケア者保険を優先して適用してください。（他の補償の差額のみ給付）	
	例えば、どんな時に使えるの？	
	・サポートの帰宅時に自転車で走行中、通行人に触れてしまい転倒してけがをさせてしまった。	・料理教室の活動中に、会場設置のフードプロセッサーがオーバーヒートして壊れてしまった。

提出書類	**申請書 NO.　⑤** ① の対人の場合は治療費請求書添付。事故証明書(大きな事故の場合は警察署発行の事故証明書)添付。 ② の対物の場合は、現物の写真と修理費明細書もしくは新規購入費領収書（コピー可）添付。

申請書は ➡ ガイドブック後ろのページ「エッコロ申請書」を
コピー又は HP から印刷又は本部センターへ電話(0238-23-7232)

組３　組合員活動中に組合員の私物を破損した場合又は組合員活動中の盗難・紛失保障

年間限度額　50,000 円

		
保障内容	①【破損】活動に必要なものとして使用した組合員の私物を破損したときの保障 修理費 もしくは 新規購入費 上限５万円	②【盗難・紛失】加入者が組合員活動中に運営費・活動費などの現金や個人所有物の盗難・紛失にあったときの保障 実費又は 同等品の購入費 上限５万円
補足	・活動中に活動に使った個人の私物を破損してしまったとき。 ・破損は事故破損のみ対象（自然破損は対象外）	・活動中に個人所有物が盗難・紛失にあった時。 ・個人所有の現金は対象になりません。
	例えば、どんな時に使えるの？	
	・大試食会のため私物のホットプレートを持参したが、大試食会中、落として壊れてしまった。	大試食会の時、テーブルの後ろに置いてあったバックがなくなった。

提出書類	**申請書 NO.　①** ① 私物破損の場合は、現物の写真と修理費明細書もしくは新規購入費領収書（コピー可）添付。 ② 新規購入の場合は領収書（コピー可）、警察署の盗難受理番号（コピー可）添付。

申請書は ➡ガイドブック後ろのページ「エッコロ申請書」を
コピー又は HP から印刷又は本部センターへ電話(0238-23-7232)

組4 組合員活動にかかる費用の補助







	①会場費用の補助	②組合員活動を支えるサポート	③集団託児サポート
保障内容	実費 ＊コミュニティセンター等の使用料明細書又は領収書添付。	８００円/1 時間 （1 日 3 時間迄） **＊最初の 1 時間以降は 400 円/30 分単位** **＊まつり・出張等の長時間の場合も 1 日上限 2,400 円まで** 改変 ・サポート時間には、サポーターが自宅から出て帰宅する時間も含みます。（寄り道は対象外） ◎託児の外部委託の場合は実費	◎組合員の託児の場合 ８００円/1 時間 （1 日 3 時間迄）
補足	・班会（自宅外）・地区会・運営委員会・エッコロ講座など組合員活動のための会場費用の補助 ・会場の定義は、公共・民間の施設および拠点に限ります。	・活動のためエッコロ加入者に託児や家事等のサポートしてもらったとき。 ・主なサポートは、家族の見守り、託児（小学 3 年生迄）のほか簡単な家事で掃除・洗濯・食事の準備などです。 ・こども園・幼稚園の延長保育も対象です。 ・こどもが複数の場合も 800 円/時間です。 ・自動車・バイク事故は対象外。	・活動のため集団託児をお願いしたとき。 ・生産者交流会・エッコロ講座・学習会等の託児（小学 3 年生迄）

＊サポーターが自宅からサポートするお宅へ向かう場合の公共交通機関等実費や自家用車の交通費は、サポートを受ける人の負担になりますので現金でお支払いください。（サポーターが自家用車の場合の交通費は片道 2ｋｍを超える時、ガソリン代等交通費として 15 円×往復距離(ｋｍ)）

例えば、どんな時に使えるの？

①会場費用の補助	②組合員活動を支えるサポート	③集団託児サポート
・運営委員会会議の会場にコミュニティセンターを借り使用料を支払った。	・運営委員会の間、こどもをエッコロ加入のお友だちの組合員にみてもらった。	・生産者交流会で外部の託児グループに集団託児を依頼した。

提出書類	
	申請書　会場費用の補助は NO.③　サポートは NO.②　集団託児は NO.⑦ ① の会場費は会場使用料明細書又は領収書添付。 ② ③の外部団体の託児時は領収書添付

申請書は ➡ガイドブック後ろのページ「エッコロ申請書」を
コピー又は HP から印刷又は本部センターへ電話(0238-23-7232)

組５　組合員活動の車の乗り合い補助

年間限度額　24,000 円



保障内容

生活クラブやまがた主催のイベント、
活動に参加又は運営する組合員の
車の乗り合いに対しての補助

距離、人数にかかわらず
組合員活動の補助として
４００円/回を運転者に給付

＊「行き」、「帰り」の片道をそれぞれ１回とします。
＊同乗者から運転者への金銭のやり取りはしないでください。

補足

・申請者は運転者です。また申請者の同居家族が運転者の場合も対象となり、給付金の受け取りは申請者になります。
・複数人が乗り合わせた場合でも、１回（片道ごと）400 円です。
・外部団体主催は対象外です。
・同乗者もエッコロ加入者であること。
・補助の対象は乗り合いに要する費用のみで、車両そのものの損害は対象になりません。

例えば、どんな時に使えるの？
・エッコロ加入者を自分の車に乗せて、生活クラブ主催の食肉学習会に一緒に参加した。

提出書類	申請書 NO.③

生活保障

申請書は ➡ ガイドブック後ろのページ「エッコロ申請書」を
コピー又は HP から印刷又は本部センターへ電話(0238-23-7232)

生１　加入者本人または家族の入院・在宅療養時の家事サポート	生２　加入者本人または家族が高齢、障がいの場合の家事サポート
年間限度額　24,000 円	年間限度額　24,000 円
	
保障内容 加入者本人または加入者の家族が不慮の事故･病気で入院･在宅療養したときの家事サポート	加入者本人または加入者の家族が高齢、障がいを理由として日常の困ったときの家事サポート
改変 ８００円/１時間(１日上限２時間迄) **＊最初の１時間以降は 400 円/30 分単位** ・サポート時間には、サポーターが自宅から出て帰宅する時間も含みます。(寄り道は対象外) ＊サポートの内容については、依頼者とエッコロサポーターで確認してください。 ＊サポートの内容は家事援助などで、介護や医療行為など専門的なことは含まれません。	
補足 ・主なサポート内容は、託児(小学３年生迄)、、簡単な家事で掃除・洗濯・食事の準備・買物代行･病院への付き添いなどです。(車の送迎･除雪などの重労働は対象外) ・流産・切迫流産・切迫早産・帝王切開も対象です。	・主なサポート内容は、家族の見守り・簡単な家事で掃除・洗濯・食事の準備・買物代行・重いものの移動･電球交換など高いところの作業･病院への付き添いなどです。(車の送迎・除雪などの重労働は対象外) ・また加入者のリフレッシュのためのサポートも保障します（月１回程度） ・高齢とは 70 才以上の方を対象とします。
・組合員同士でも家族間のサポートは対象外です。 ・自動車・バイク事故は対象外。	
＊サポーターが自宅からサポートするお宅へ向かう場合の公共交通機関等実費や自家用車の交通費は、サポートを受ける人の負担になりますので現金でお支払いください。(サポーターが自家用車の場合の交通費は片道 2ｋｍを超える時、ガソリン代等交通費として 15 円×往復距離(ｋｍ))	
例えば、どんな時に使えるの？	
・ぎっくり腰になり、動けなくなってしまったため、食事の準備をお願いした。	・冬前に植木鉢を家の中に入れてもらうのにお手伝いをお願いした。

提出書類	申請書 NO.　②

生活保障

申請書は ➡ ガイドブック後ろのページ「エッコロ申請書」を
コピー又は HP から印刷又は本部センターへ電話(0238-23-7232)

	生３ 加入者の子育てサポート 年間限度額　24,000 円	生４ おたすけサポート（留守や緊急の場合） 年間限度額　24,000 円
		
保障内容	加入者の子育て中に必要なサポート及び産前産後サポート ＊産前産後のサポートは出産含み合計 24 週間以内	予想外の出来事により、家事サポートが必要になった場合 ＊自然災害、火事などにより加入者の居住する住宅に被害が生じたときのサポートも含む
	改変 ８００円/1 時間(1 日上限 2 時間迄) **＊最初の 1 時間以降は 400 円/30 分単位** ・サポート時間には、サポーターが自宅から出て帰宅する時間も含みます。(寄り道は対象外) ＊サポートの内容については、依頼者とエッコロサポーターで確認してください。 ＊サポートの内容は家事援助などで、介護や医療行為など専門的なことは含まれません。	
補足	・本人が子育て中に困った時または産前産後でサポートしてもらったとき。 ・主なサポート内容は、託児(小学 3 年生迄)、簡単な家事で食事の準備・掃除・洗濯・買物代行・お稽古や病院への付き添いなどです。 （車の送迎・除雪などの重労働は対象外） ・流産・切迫流産・切迫早産・帝王切開も対象です。 ・また加入者のリフレッシュのためのサポートも保障します（月 1 回程度）	・急な仕事・葬儀・事故・人手が必要になったなど（日常的な残業は対象になりません） ・加入者が住む住宅が自然災害や火事にあったとき。・複数人でサポートした場合は、それぞれにサポート金が給付されます。 ・主なサポート内容は、家族の見守り、託児（小学 3 年生迄）・簡単な家事で食事の準備・掃除・洗濯・買物代行・ペットの世話・庭の水やり・災害後の片付けの手伝い、災害片付け中の食事の準備などです。 （車の送迎・除雪などの重労働は対象外）
	・組合員同士でも家族間のサポートは対象外です。 ・自動車・バイク事故は対象外。 ・ペットがケガ等した場合、またペットを起因とする賠償責任の保障はありません。	
	＊サポーターが自宅からサポートするお宅へ向かう場合の公共交通機関等実費や自家用車の交通費は、サポートを受ける人の負担になりますので現金でお支払いください。(サポーターが自家用車の場合の交通費は片道 2ｋｍを超える時、ガソリン代等交通費として 15 円×往復距離(ｋｍ))	
	例えば、どんな時に使えるの？	
	・美容院へ行くため、こどもを預かってもらった。 ・第 2 子誕生で身動きとれず食事の準備をしてもらった。	・葬儀で長期留守にするため、真夏のため庭の水やりをお願いした ・水害で床下浸水となり片付け中の食事の準備をしてもらった。
提出書類	申請書 NO.　②	

その他の保障

申請書は ➡ガイドブック後ろのページ「エッコロ申請書」を
コピー又は HP から印刷又は本部センターへ電話(0238-23-7232)

	そ１ エッコロ長期加入お祝い	そ２ 加入者及び加入者の家族の出産祝い
	 今まで支えてくれて ありがとうございます	 せっけんは赤ちゃんの肌にもやさしく、 環境にもやさしい
保障内容	エッコロ継続加入 10 年毎に 1,200 円相当の消費材を給付します １，２００円相当の消費材 ＊消費材は年度ごとに たすけあい委員会で決定します。	加入者の家族にお子さんが誕生した場合のお祝い （同居に限る） ビギナー用せっけん セット(3､000 円相当）をプレゼント
補足	・毎年対象者へは 2 月頃お手紙と申請書を配布します。 ・申請書を提出された方への給付となります。 ・年度の申請期限は原則 3 月 20 日迄です。	・出産後、速やかに申請してください。 ・セットの準備ができましたら､担当地区の理事又は運営委員又は職員よりご連絡を差し上げます。
提出書類		申請書 NO. ⑥

その他の保障

申請書は ➡ ガイドブック後ろのページ「エッコロ申請書」を
コピー又は HP から印刷又は本部センターへ電話(0238-23-7232)

	そ３　エッコロ講座	そ４　エッコロカフェ 年間限度額　合計 12,000 円
	 ＊講座の開催をきっかけとして地域に顔の見える関係を作り、おたがいさまのたすけあいを広げていきましょう。 ＊「食」・「農」・「健康」・「子育て」・「介護」・「生活」・「文化」・「たすけあい」・「環境」・「社会」・「趣味の手仕事」などをテーマに開催してください。	新設  ＊たすけあいをテーマに、開催をきっかけとして暮らしの中の悩みや問題をともに共有し、共感し合える場を作ります。関係性を豊かにし、安心して暮らせる地域社会を築きながら「おたがいさま」のたすけあいの輪が広がるコミュニティを目指します。 ＊「たすけあい」・「エッコロ」・「共済」・「地域」「生活と自治」などをテーマに開催してください。（例えば子育てや地域のこと、共済の医療保障の情報交換など。）
保障内容	地域のつながり作りとしてエッコロ講座の開催費用の一部を補助 １講座につき　改変 最大５，０００円補助します ＊参加者８人以上の場合は上限 8,000 円迄補助します。	地域の小さなコミュニティ「エッコロカフェ」の開催費用の一部を補助 １開催につき １，０００円補助します ＊ 年間上限　12 回まで
補足	・開催要件はエッコロ加入者５人以上。（当日エッコロ加入可）エッコロ未加入者や地域の方も参加できます。 ・企画の主催は運営委員会、専門委員会。組合員がエッコロ講座を開催したいときは地区の運営委員会に相談して一緒に企画立案してください。	・開催要件は３人以上（うちエッコロ加入者１人以上）当日エッコロ加入可。オンライン開催は対象外です。 ・1,000 円の補助はお茶菓子等に活用ください。 ・企画の主催はエッコロ加入の組合員又はエッコロコーディネーターです。 ・班会もエッコロカフェの補助が受けられます。 ・カフェの話の中で何か困りごとなどありましたら、たすけあい委員会又は地区の運営委員にご相談下さい。
	・特定の宗教、政治団体、営利目的での開催はできません。 ・自宅以外の会場費・託児はエッコロたすけあい制度「組合員活動保障-組合員活動にかかる費用補助」が適用になります。	
	例えば、どんな時に使えるの？	
	・運営委員会主催で「お菓子作り」のエッコロ講座を開催した。	・自宅で班会を開催して補助を受けた。
提出書類	・企画書等申請書が必要な場合は地区担当理事、運営委員に申し出下さい。 ・開催日の 4 週間前までに企画書を提出ください。・開催終了後１週間以内に活動報告書、参加者名簿、収支報告書を提出下さい。	**申請書 NO.　⑧** ・開催３日前までに申し込みしてください。 ・開催終了後１週間以内に、申込書兼開催報告書をまとめて提出して下さい。

エッコロ講座について



生活クラブの生協活動が目指すのは地域づくりです。地域づくりとは結局のところ、「そこに住む人たちが知り合いになる」ということです。
そうやって初めて、エッコロたすけあい制度のテーマ、「困ったときはおたがいさま」の関係性が生まれます。
エッコロ講座はその最初の一歩である「顔見知りの関係作り」を目的に、「食」「農」「健康」「運動」「子育て」「介護」「生活」「文化」「たすけあい」「環境」「社会」「趣味の手仕事」などの様々な講座開催の補助を行います。

1. エッコロ講座の目的

① 講座の開催をきっかけとして、地域に顔の見える関係を作り、おたがいさまのたすけあいを広げていきます。



② 組合員の暮らしをよりよく向上させるための、知恵と技術が学べる講座を開催します。



③ 子育てや介護などの悩みを一人で抱え込まず、同じ悩みを持つ組合員と集う場を作ります。

2. エッコロ講座のメニューについて

特に決まったメニューはありません。組合員が何を学びたいと思い、地域でどんな集まりを望んでいるか、自主的に企画を立ててください。



3. エッコロ講座開催条件

① 企画の主催者…運営委員会・たすけあい委員会・その他の専門委員会
② 参加対象…エッコロ加入者（当日加入可）５人以上。エッコロ未加入者、地域の方
③ 企画申し込み方法…所定の企画書に必要事項を記入の上、たすけあい委員会に提出してください。
＊組合員がエッコロ講座を開催したい場合は、地区の運営委員会に相談して一緒に企画を立案してください。

4. 補助金額

① １講座につき5,000 円。８人以上は8,000 円（補助金を超えるものは、基本、参加者で負担）
② 託児についてはエッコロたすけあい制度の「組合員活動にかかる費用の補助」の託児費又は集団託児が使えます。
③ 会場費については「組合員活動にかかる費用の補助」の会場費が使えます。

生活クラブの福祉・たすけあい８原則

日本では世界で類を見ない速度で少子高齢化が進んでいます。ゆたかな人の関係に支えられた、希望のもてる、持続可能な地域づくりが急務の課題です。
私たち生活クラブの福祉活動は、利用者、家族、地域市民、事業者、働く人など多様な利害関係者（ステークホルダー）が相互に協力しながら展開してきました。誰もが当事者として自己決定にもとづいて生きるしくみを積み重ねてきたことが誇るべき特長です。この強みを各地の生活クラブ、運動グループ、提携生産者が共有し、その地域に必要な機能を描き、「福祉の自給ネットワークづくり」をめざして、「生活クラブの福祉・たすけあい８原則」を定めます。

1

多様性

一人ひとりがちがいを認めあいながら、対等につながり、よろこびを分かち合える社会をめざします。



2

尊厳の尊重

生まれた時から最期の一日まで、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域をつくります。



3

参加型社会

子育て、介護、社会的孤立を地域全体の課題と考え、お互いにたすけあう参加型のしくみをつくります。



4

働きがいのある人間らしい仕事

生活と仕事が調和し、社会を豊かにする多様な働き方・働く場をつくります。



5

居場所づくり・役割づくり

あらゆる人が、心おだやかに楽しく過ごせる居場所づくり・役割づくりをすすめます。



6

子育て支援

子どもが笑顔で暮らせるように、地域全体で、子ども支援・親支援に取り組みます。



7

介護支援

介護する人・受ける人がどちらも、安心して毎日を過ごせるようサポートします。



8

社会的孤立への支援

貧困と孤立を見過ごさず、寄り添い、伴走することで自立を後押しします。



エッコロ地域応援基金



誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現をめざし「エッコロ地域応援基金」が 2026 年度からスタートしました。

「エッコロたすけあい制度」の相互扶助にとどまらず、地域で活動する市民団体や行政の手が届きにくい隙間の課題に光を当てて取り組むまちづくり団体とともに、多様なまちづくりを推進していきます。

【基金の目的】生活クラブやまがたの地域におけるたすけあいの輪を広げ、生活クラブがめざす地域のたすけあい等のまちづくり事業を創設する団体、その推進に取り組む団体等へ応援助成を行います。公益を生み出し、地域を豊かにし、誰もが暮らしやすい多様なまちづくりを進めていきます。

・原　　資： エッコロたすけあい制度の掛け金の一部 100 円の内 1 割程度を費用として拠出、および団体、組合員からの任意寄付等
・対　　象： 生活クラブやまがたの活動エリア内で地域の課題に取り組む活動団体
（例：居場所・子育て支援、非営利団体、市民グループ、まちづくり活動など）
・活用用途：新たな地域課題に取り組む事業の立ち上げ、既存の地域の課題に取り組む活動団体の事業の推進および運営、設備等にかかる費用等
・選定方法：たすけあい委員会、理事等で構成される「選定委員会」を設置し、審査等を通じて透明性の高い選定を行います。
・組合員の社会参画： 拠出だけでなく、配分先の選定報告や活動報告を通じて、組合員が地域の課題を自分事として捉える機会を作ります。

「生活と自治」リーディングサービスの紹介



「生活と自治」を定期購読している方で、目の不自由な方や小さい字が見えなくなってきたという方のために『生活と自治』を音声で読み上げたデータをお届けするたすけあいサービスを行っています。 録音は生活クラブ東京のボランティアグループが行っています。利用を希望される方は、お問い合わせください。

・問い合わせ先：生活クラブやまがた生活協同組合　米沢本部センター　**（TEL0238-23-7232）**
・音訳の視聴ができます。→→→

エッコロたすけあい制度規約

第一章　総　則

【目　的】

第１条　　エッコロたすけあい制度（以下エッコロ制度という）は生活クラブやまがた生活協同組合（以下生協という）の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第２条に掲げる活動内容を行なうことを目的とします。

【保障内容】

第２条　　生協は加入者から掛金を受取り、期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

1. 共同購入保障
 （1）共同購入品受取時の破損・盗難・動物被害の保障
 （2）共同購入に困難が生じたときのサポート保障
 （3）拠点の運営にかかる費用の補助
 （4）班の維持費
2. 活動保障
 （1）組合員活動中の事故保障（入院・ケガ通院）＊同行した家族も含む
 （2）組合員活動中の対人・対物事故保障
 （3）組合員活動中に組合員の私物を破損した場合、盗難・紛失の保障
 （4）組合員活動にかかる費用の補助
 （5）組合員活動の車の乗り合い補助（組合員活動への補助）
3. 生活保障
 （1）加入者本人または家族の入院・在宅療養に伴うサポート
 （2）加入者本人または家族が高齢又は障がいをもっている場合の家事サポート
 （3）加入者の子育てをサポート
 （4）留守や緊急の場合のおたすけサポート
4. その他の保障
 （1）エッコロ長期加入お祝い
 （2）加入者及び加入者の家族の出産祝い(同居に限る)
 （3）エッコロ講座の補助
 （4）エッコロカフェの補助

【たすけあい委員会の設置】

第３条　　エッコロたすけあい制度の自律的かつ円滑な運営を図るために「たすけあい委員会」を設置します。

【たすけあい委員会の議決事項】

第４条　「たすけあい委員会」は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

（1）事由発生の処理に関する事項
（2）制度内容の検討に関する事項
（3）制度案の策定に関する事項
（4）その他運営上必要とされる事項

第二章　契約

【加入者の範囲】

第５条　　加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生協の組合員とします。

【加入手続き】

第６条　　生協に申請し、生協の受理をもってします。

【掛金および払込方法】

第７条　　掛金は月額100円とし、毎月、生協の指定する日に生協に払い込むものとします。

2. 掛金の払込方法は、別に定める細則によります。

【効力の開始】

第８条　効力の開始は加入手続き時よりとします。

【効力の失効】

第９条　掛金の払い込みが 3 回以上連続して確認できなかった場合、効力が失効します。但し、払い込みが確認された場合は、翌月分から効力が再発生するものとします。

【給付金の受取人】

第１０条　給付金の受取人は加入者本人及びケア者とします。

【契約期間】

第１１条　契約期間は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとします。本人の申出がない限り継続しますが、解約は随時できるものとします。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

【契約の変更】

第１２条　加入者は契約の成立後、次の変更が生じた時は、遅滞なく生協に届け出るものとします。

（1）加入者の氏名の変更

（2）加入者の住所の変更

【契約の消滅】

第１３条　契約は加入者が生協を脱退した時、または死亡した時消滅します。

第三章　給付金の支払い

【事由発生の報告】

第１４条　加入者またはその家族は事由が発生した時は、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

【給付金の支払請求】

第１５条　加入者は事由が発生した時、その発生日から 60 日以内に支払請求書と申請に必要な添付書類を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。

【給付金の支払い】

第１６条　給付金は事由内容を規約及び細則にそってたすけあい委員会が審査し、原則として共同購入代金の引き落としと相殺の形をとるものとします。

【時　効】

第１７条　給付金の受取人が請求手続を事由発生から 2 年間怠った時、生協は給付金の支払い義務を免れます。

【調　整】

第１８条　給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義を生じた時は、たすけあい委員会において調整するものとします。

第三章　その他

【業務委託】

第１９条　生協は活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

【改廃】

第２０条　この規約の改廃は、生協の理事会において行うものとします。

【細　則】

第２１条　生協はこの規約に定めるものの他、活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

【附　則】

第２２条　この規約は 2014 年 7 月 1 日から施行するものとします。

2. この規約は 2017 年 7 月 28 日から施行するものとします。
3. この規約は 2022 年 5 月 28 日から施行するものとします。
4. この規約は 2024 年 2 月 1 日から施行するものとします。
5. この規約は 2026 年 8 月 26 日から施行するものとします。

エッコロたすけあい制度細則

【総　則】

第１条　エッコロたすけあい制度規約（以下「規約」という）第21条に基づき、エッコロ制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

【家族の定義】

第２条　規約に規定する「家族」とは同居・別居を問わず、親・子・配偶者・祖父母・孫・兄弟姉妹および兄弟姉妹の配偶者とします。

【事故の定義】

第３条　規約に規定する「事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下の通りとします。

（1）交通事故（2）不慮の中毒（3）不慮の墜落
（4）天災　（5）火災及び火焔による不慮の事故
（6）不慮の溺沈　（7）不慮の打撲
（8）その他たすけあい委員会が認めたもの

【入院の定義】

第４条　規約に規定する「入院」とは、医師の診断より治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。

2.　「病院」とは医師法に定める病院または診療所とします。但し、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。

3.　加入者が入院後、病院を変更し別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。

【在宅療養の定義】

第５条　「在宅療養」とは家庭において治療に専念する必要があり、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

【契約期間をまたがる事由の取り扱い】

第６条　事由が契約期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の契約期間に通算するものとします。

【組合員活動の定義】

第７条　規約に規定する「組合員活動」とは、仲間作りの推進行動・各種資料及びチラシ配布、消費材利用促進行動、組合員の各委員会・集会、イベント、共同購入品授受などとし、組合員に同行している家族も含みます。また、留守番している未就学児童を含みます。

【掛金の払い込み方法】

第８条　規約第７条の掛金の払い込み方法は、毎月度の共同購入代金の支払いと同一の方法で振り込むものとします。

【解約方法】

第９条　規約第11条の2.で規定する解約方法は、所定の解約届を提出することとします。

2.　解約の申し出がない場合は、契約はさらに１年間継続するものとします。

【保障内容】

第１０条　規約第２条に規定する「契約期間中に発生した各事由に対する保障内容」及び規約第14条に規定する「支払い請求に必要な提出書類」は「エッコロたすけあい制度ガイドブック」に記載します。

【サポート及びサポーターの定義】

第１１条　「サポート」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、サポーターとはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は、原則として含めないものとします。

2.　サポートの運用については、「エッコロたすけあい制度ガイドブック」のサポートマニュアルによって行うこととします。

【組合員活動の車の乗り合い補助】

第１２条　「組合員活動の車の乗り合い補助」とは第７条に定める組合員活動に参加、又は運営するための乗り合わせに要する費用を補助するもので、運送の対価として支払うものではありません。

2.　「組合員活動の車の乗り合い補助」の運用については「エッコロたすけあい制度ガイドブック」の保障の内容等によって行うこととします。

【改廃】

第１３条 この細則の改廃は、生協の理事会において行うものとします。

【附　則】

第１４条　この細則は 2014 年 7 月 1 日から施行するものとします。

2.　この細則は 2017 年 7 月 28 日から施行するものとします。

3.　この細則は 2026 年 8 月 26 日から施行するものとします。

4.　この細則は 2026 年 9 月 30 日から施行するものとします。

エッコロ地域応援基金運営管理規程

第１条（目的）
　エッコロ地域応援基金(以下「基金」という)は、生活クラブやまがた生活協同組合(以下「生協」という)が目指す地域のたすけあい等のまちづくりの活動や事業を行っている団体等への助成を行い、創設、推進および運営に関わる費用として活用することを目的とします。

第２条（名称）
　この基金の名称を「エッコロ地域応援基金」とします。

第３条（原資および管理）
　基金の原資は、次に掲げるものをもって充てます。
　(1) エッコロたすけあい制度加入者から集金する毎月の掛金の一部(100 円のうち１割程度)を費用として拠出
　(2) 組合員および団体等からの任意寄付金、その他の収入
　2. 基金は、生協会計で区分して、運営管理規程に基づき管理します。

第４条 （対象および使途）
　対象は、生協の活動エリア内において地域のたすけあいやまちづくり活動や事業を行う団体（非営利団体、市民グループ等）とし、次の費用に充てるものとします。
　(1) 地域のたすけあい等のまちづくり活動、および事業における設備投資
　(2) 地域のたすけあい等のまちづくり活動、および事業における初期費用
　(3) 地域のたすけあい等のまちづくり活動、および事業の継続に要する費用
　(4) 地域のたすけあい等のまちづくり活動、および事業化のための調査等の費用
　(5) 広報活動　(6) その他

第５条 （管理責任と運営および検討事項）
　基金の管理・活用の責任は生協理事会が負うものとします。運営は「たすけあい委員会」に委任します。
　2. たすけあい委員会は、以下の事項について検討し、理事会に提案または報告します。
　(1) 基金の運営スケジュールおよび募集要項の作成
　(2) 各年度の基金予算概要
　(3) 助成結果および使途の報告

第６条 （選定委員会の設置および助成決定）
　助成対象者の選定にあたり、公正かつ透明性の高い審査を行うため、たすけあい委員および理事等で構成する「選定委員会」を設置します。
　2. 選定委員会は提出された申請等を審査し、助成候補者を選定します。
　3. 助成対象者の最終決定は、選定委員会の選定に基づき、たすけあい委員会が推薦し、理事会で承認します。

第７条 （助成団体の義務および決定の取消等）
　助成を受けた団体は、速やかに報告書をたすけあい委員会に提出しなければなりません。
　2. 助成を受けた団体が、虚偽の申請や目的外に使用したことが判明した場合、生協理事会の議決により助成決定を取り消し、助成金の全部または一部の返還を求めることができます。

第８条（情報公開）
　基金の運営の公開性を図るために、広報活動に努めるものとします。たすけあい委員会は基金によって行なわれる事業であることを、助成を受けた対象者に対し広報するように推進します。

第９条 （収支報告）
　収支報告は年度でたすけあい委員会が作成し、生協理事会に報告するものとします。

第 10 条 （改廃）
　この規程の改廃は、生協の理事会において行うものとします。

第 11 条 （雑則）
　この規程に定めるほか、必要な事項は、理事会で決定します。

第 12 条（附則）
　この規程は 2026 年４月１日から施行します。

あなたも「困ったいる人へのちょっとのお手伝い」のエッコロサポーターに登録しませんか？
エッコロサポーターになる方はこの用紙を配達職員へ提出してくださいね。



エッコロサポーター登録用紙



＊コピーしてお使いください。

生活クラブやまがた生活協同組合　たすけあい委員会　宛

申込日　西暦 20　　年　　月　　日

□米沢支部 □山形支部	コース名	登録者氏名(ふりがな)									生年月日 年　月　日生
班名(個配の方は居住町名を記載下さい)		組合員コード									連絡が取れる☎

【エッコロサポーターになります】　＊この情報はエッコロコーディネートとエッコロ推進のために使用します。

サポート実施可能日と時間帯 (〇又は具体的に希望があれば記入)	月・火・水・木・金・土・日 不定期	午前　　時から 午後　　時頃まで
サポートエリアと条件	(記入例：〇〇市内・〇〇駅から徒歩何分以内・積雪期間以外・年末年始以外など)	

《サポートできる番号に〇をつけてください。》

	サポート内容	備考
1	消費材の注文等に関するサポート	
2	インターネット注文「e くらぶ」の操作サポート	
3	入院・通院など病院の付き添い（車の送迎は除く）	
4	家族の見守り(７０才以上高齢家族や障がい者家族)	
5	掃除・片付け	
6	洗濯・洗濯干し・衣類の整理	
7	食事の準備	
8	買い物代行(車の送迎は除く)	
9	ペットの世話	
10	鉢花の水やりなど簡単な庭の手入れ	
11	季節品の入れ替え(ストーブ・扇風機)	
12	電球交換など高いところの作業や重いものの移動	
13	災害時の後片付けなど	
14	個人託児(個人宅での子どもの世話)	
15	集団託児（組合員活動の会場での子どもの預かり）	
16	出来ることあれば記入ください	

事務局受付日　　年　　月　　日 受付者　　エッコロ加入チェック□（□に☑を入れてください）

申請者コースNo.　　支部名　山形・米沢　　地区名

たすけあい委員会受理日　　年　　月　　日

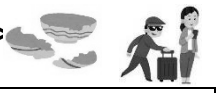
No.

【□共Ⅰ共同購入品受取時の破損･盗難･動物被害･荷受け場所で破損後始末】
【□組３ 組合員活動中に組合員の私物を破損、盗難･紛失】

＊申請書はコピーしてお使いください。



エッコロ申請書①＜破損・盗難・動物被害・紛失保障＞



生活クラブやまがた生活協同組合　たすけあい委員会　宛

申請日　西暦 20　　年　　月　　日

□米沢支部 □山形支部	コース名	申請者氏名(ふりがな)　＊自署印鑑不要　㊞	生年月日 年　月　日生
班名(個配の方は居住町名を記載下さい)		組合員コード	☎

【該当する□に✓をつけてください】

共同購入	□　**共Ⅰ**	共同購入品受取時の破損、盗難、動物被害、荷受け場所で破損の後始末
組合員活動	□　**組３**	組合員活動中に組合員の私物を破損した場合、盗難、紛失

≪事由報告≫

発生日時		西暦　20　　年　　月　　日（　　）　　時　　分　頃		
事故発生場所				
被害内容（✓を入れる）		□ 破損　・ □ 動物被害　・ □ 盗難　・ □ 紛失(組３のみ対象)		
＊組３の場合のみ記入 活動の内容		例)：豚肉学習会・地区会など		
事故発生時の状況と原因	状況	何をしている時に、どのような状態になったか		
	原因			
＊共Ⅰの場合のみ記入 荷受け場所で破損の後始末してもらった場合は３００円/回		エッコロ加入の組合員氏名ふりがな(申請者以外の受け取る人)	組合員コード又は☎	
		円		
＊申請者以外の場合のみ記入 被害者情報(組合員のみ) ＜保障該当者＞		被害者氏名ふりがな	組合員コード又は☎	
		被害者住所 〒		

被害品目又は被害にあった物	被害品目名　又は　被害にあった物	数量	単価	金額(税込)
被害金額合計	円（＊共Ⅰは実額上限５万円、組３の場合は相当額を記入）			

≪請求書≫**＊組３のみ記入↓**

給付申請額(上限５万円)　円	証明者氏名 (活動の主催者等)

≪添付書類≫共Ⅰ・配達明細表の添付(コピー可)と破損した現物の写真
組３・盗難の場合は警察署の盗難受理番号(コピー)、新規購入の場合は領収書も添付(コピー可)
・破損した現物の写真と修理費明細書、もしくは新規購入費領収書(コピー可)

事務局受付日　　年　　月　　日 受付者　　エッコロ加入チェック□（□に☑を入れてください）
申請者コースNo.　　支部名　山形・米沢　　地区名

申請 No.

＊申請書はコピーしてお使いください。

【□共２ 共同購入に困難が生じたときのサポート】
【□組１ 組合員活動中の事故による入院・療養に伴うサポート□組４ 組合員活動を支えるサポート】
【□生１ 入院・療養の伴う家事サポート □生２高齢、障がいの場合の家事サポート □生３子育てサポート □生４おたすけサポート】



エッコロ申請書 ② ＜サポート保障＞



生活クラブやまがた生活協同組合 たすけあい委員会 宛

申請日 西暦 20 年 月 日

【申請者】は原則サポート依頼者ですが、サポート依頼者・サポートした方(エッコロ加入者)どちらが記入してもよいです。

□米沢支部 □山形支部	コース名	申請者氏名(ふりがな)＊サポート依頼した氏名を記入＊自署印鑑不要 ㊞	生年月日 年 月 日生
班名(個配の方は居住町名を記載下さい)		組合員コード	☎

【サポートした方が記入】の場合は□に☑してください。□ **記入者はサポートした私、(氏名)です。**

【該当する□に✓をつけてください】

共同購入 	□ **共２**	**共同購入に困難が生じたときのサポート** ① 消費材のお届け 300 円/１サポート②消費材の預かり 200 円/1 泊以上１サポート③消費材注文等に関するサポート 400 円/30 分（1 日上限１時間迄）
組合員活動 	□ **組１**	**組合員活動中の事故による** **加入者本人又は加入者の家族の入院、在宅療養に伴うサポート** 800 円/1 時間（1 日上限 2 時間迄）最初の１時間以降は 400 円/30 分単位
	□ **組４**	**組合員活動を支えるサポート**（＊託児の外部委託の場合は申請書③で申請下さい） 800 円/1 時間（1 日上限 3 時間迄）最初の１時間以降は 400 円/30 分単位 ＊まつり出張等の長時間の場合も１日上限 2,400 円まで
生活保障 800 円/1 時間（1 日上限 2 時間迄）最初の１時間以降は 400 円/30 分単位	□ **生１**	**加入者本人又は加入者の家族の入院、在宅療養に伴う家事サポート**
	□ **生２**	**加入者本人又は加入者の家族が高齢、障がいの場合の家事サポート**
	□ **生３**	**加入者の子育てをサポート**
	□ **生４**	**おたすけサポート（留守や緊急時の場合）**

共同購入時のみ記入↓**共２**

日付	サポートした人 (サポート金を受け取る人)	組合員コード又は☎	サポートの内容 (○をつけてください)	サポート金額	サポート理由 (体調不良や留守など)
／			お届け･預かり･注文等サポート		
／			お届け･預かり･注文等サポート		
／			お届け･預かり･注文等サポート		
／			お届け･預かり･注文等サポート		
／			お届け･預かり･注文等サポート		
			請求金額合計		**円**

≪サポート報告≫ **組１・組２・生１・生２・生３・生４**

日付	サポートした人 (サポート金を受け取る人)	組合員コード又は☎	ケアを受けた人 (○をつけてください)	サポート時間	サポート金額	サポート理由 (活動内容、体調不良など)
／			本人・家族			
／			本人・家族			
／			本人・家族			
／			本人・家族			
／			本人・家族			
			請求金額合計			**円**

＊サポーターが自宅からサポートするお宅へ向かう場合の公共交通機関等実費や自家用車の交通費は、サポートを受ける人の負担になりますので現金でお支払いください。(サポーターが自家用車の場合の交通費は片道２ｋｍを超える時、ガソリン代等交通費として 15 円×往復距離(ｋｍ))

事務局受付日 年 月 日 受付者 コースNo. 支部名 山形・米沢 地区名

申請者（サポート依頼者）のエッコロ加入チェック □ (□に☑を入れてください)

サポートした人のエッコロ加入チェック □ (□に☑を入れてください)

申請 No.

【□共３　拠点の運営にかかる補用の補助　□共４　班の維持費】
【□組５　車の乗り合い補助　□組４　①会場費用の補助　②外部託児費】

＊申請書はコピーしてお使いください。







エッコロ申請書③＜車の乗り合い補助・費用の補助・班維持費・外部託児費＞

生活クラブやまがた生活協同組合　たすけあい委員会　宛

申請日　西暦 20　　年　　月　　日

【申請者】は給付を受ける本人とします。本人以外が記入する場合は下記に記入者の氏名をご記入ください。

□米沢支部 □山形支部	コース名	申請者氏名(ふりがな) ＊給付を受ける人の氏名を記入＊自署印鑑不要　㊞								生年月日 年　月　日生
班名(個配の方は居住町名を記載下さい)		組合員コード								☎

【本人以外が記入】の場合は□に☑してください。　□　**記入者は私、(氏名　　)です。**

【該当する□に✓をつけてください】

共同購入	□　**共３**	拠点の運営にかかる費用の補助（水道光熱費）
	□　**共４**	班の維持費
組合員活動	□　**組５**	車の乗り合い補助(組合員活動の補助)
	□　**組４**	①会場費用の補助　②外部託児費＊集団託児ケアの場合は別紙申請書⑦に記入下さい。

【組５】車の乗り合い補助≪事由報告≫のみ記入↓

乗り合いわせた日時	西暦　20　　年　　月　　日（　　）　　時頃		
どこからどこまで	～		
参加した活動内容			
① 同乗者氏名 （エッコロ加入者）		組合員コード又は☎	
	□ 行き　・　□ 帰り　（□に☑してください）		
＊行き帰り違う場合 ② 同乗者氏名 （エッコロ加入者）		組合員コード又は☎	
	□ 行き　・　□ 帰り　（□に☑してください）		
上記以外の同乗者氏名			
請求合計金額 ① + ②	**円（＊片道ごと４００円/回です。合計を書いてください。）**		

費用の補助≪事由報告≫**共３・共４・組４**↓

活動の主体（✓を入れる）	□班・□運営委員会・□専門委員会・□拠点・□その他(　　)
日時	西暦 20　　年　　月　　日（　　）　時　　分　～　時　　分
場所	
活動内容	
費用の種類	□拠点運営の費用補助・□班維持費・□会場費・□外部託児費・□その他
申請内容	
請求金額合計	**円**

≪添付書類≫共３・拠点運営･活動にかかる費用(水道光熱費)の領収書(コピー可)
共４・班の荷受け場所の環境整備等のために必要な備品を購入した場合はその領収書
組４①・会場費の申請はコミュニティセンター等の会場使用料明細書又は領収書
組４②・託児を外部に委託した場合は領収書(託児対象は小３年生まで)

事務局受付日　　年　　月　　日 受付者　　コースNo.　　支部名　山形・米沢　　地区名

申請者（給付を受ける人）のエッコロ加入チェック　□　(□に☑を入れてください)

同乗者のエッコロ加入チェック　□　(□に☑を入れてください)

申請 No.

＊申請書はコピーしてお使いください。

【組Ⅰ　組合員活動中の事故保障(入院・ケガ通院)】



エッコロ申請書　④　＜入院・ケガ通院＞

生活クラブやまがた生活協同組合　たすけあい委員会　宛

申請日　西暦 20　　年　　月　　日

□米沢支部 □山形支部	コース名	申請者氏名(ふりがな)＊給付を受ける人の氏名を記入　＊自署印鑑不要　㊞	生年月日　　年　　月　　日生
班名(個配の方は居住町名を記載下さい)		組合員コード	☎

【該当する□に✓をつけてください】

組合員活動	□　組Ⅰ	組合員の活動中の事故(入院・ケガ通院)

＊組合員の活動中の事故(入院･ケガ通院)に伴うサポート申請については、
「エッコロ申請書②＜サポート保障＞にご記入ください。

≪事由報告≫

発生日時		西暦　20　　年　　月　　日(　　)　　時　　分　頃
事故発生場所		
活動の内容 ＊B-Ⅰの場合のみ記入		例)：豚肉学習会・地区会など
負傷者名		□申請者本人・　□同行した家族　氏名　　(続柄　　)
事故発生時の状況と原因	状況	何をしている時に、どのような状態になったか　注意：自動車・バイク事故は対象外です ＊寄り道は対象外です
	原因	
ケガの状態		

≪請求書≫治療費

入院・在宅療養	入院　・　ケガ通院　・　在宅療養　(○をつけてください)
入院見舞金	5,000　円　(＊入院の場合のみ)
治療費(上限５万円)	円
請求金額合計	円

≪添付書類≫組Ⅰ・医療機関発行の治療費領収書(コピー可)
組Ⅰ・入院を証明するもの(氏名・入院期間・医療機関が明記されているもの(コピー可)

＊行事保険(企画･行事に参加した組合員や組合員以外の人がケガをした時などに保険金、見舞金の支給)やケア者保険(ケア活動中に事故にあってケガをした時などの保険金や賠償責任が発生した場合の保険金の支給･･自動車･バイクは対象外)があわせて適用する場合があります。事故が発生したら直ちに本部センターへ連絡してください(☎0238-23-7232)

事務局受付日　　年　　月　　日 受付者　　コースNo.　　支部名　山形・米沢　　地区名

申請者（給付を受ける人）のエッコロ加入チェック　□　(□に☑を入れてください)

申請 No.

＊申請書はコピーしてお使いください。

【□組２　組合員活動中の事故保障(対物・対人)】



エッコロ申請書　⑤　＜対人・対物事故の賠償責任保障＞



生活クラブやまがた生活協同組合　たすけあい委員会　宛

申請日　西暦 20　　年　　月　　日

□米沢支部 □山形支部	コース名	申請者氏名(ふりがな)　＊自署印鑑不要　㊞	生年月日 年　月　日生
班名(個配の方は居住町名を記載下さい)		組合員コード	☎

【該当する□に✓をつけてください】

組合員活動	□　**組２**	組合員の活動中の事故(対人・対物)

≪事由報告≫

発生日時		西暦　20　年　月　日(　)　時　分　頃	
事故発生場所			
活動の内容 ＊B-2 の場合のみ記入		例)：豚肉学習会・地区会など	
事故内容 (✓を入れる)		□　対人　・　□　対物	注意：自動車・バイク事故は対象外です
事故発生時の状況と原因	状況	何をしている時に、どのような状態になったか　＊寄り道は対象外です	
	原因		
被害者情報		被害者氏名フリガナ	☎
		被害者住所 〒	
		被害者は組合員ですか？　□ 組合員　・　□ 組合員でない	
＜対人の場合＞ケガの状態			
＜対物の場合＞ 被害にあった物			被害金額　円

≪請求書≫

治療費(実費)　円	修理費又は新規購入費(上限５万円)　円

≪添付書類≫組２・対人の場合・治療費請求書、事故証明書(大きな事故の場合は警察署発行の事故証明書)
・対物の場合・現物の写真と修理費明細書、もしくは新規購入費領収書(コピー可)

B-2 の場合＊行事保険(企画･行事に参加した組合員や組合員以外の人がケガをした時などに保険金、見舞金の支給)やケア者保険(ケア活動中に事故にあってケガをした時などの保険金や賠償責任が発生した場合の保険金の支給･･･自動車･バイクは対象外)があわせて適用する場合があります。事故が発生したら直ちに本部センターへ連絡してください(☎0238-23-7232)

事務局受付日　　年　月　日 受付者　　コースNo.　　支部名　山形・米沢　地区名

申請者のエッコロ加入チェック　□　(□に☑を入れてください)

申請 No.

申

＊申請書はコピーしてお使いください。

【□そ２　加入者及び加入者の家族の出産祝い】



エッコロ申請書　⑥　＜出産祝い＞

生活クラブやまがた生活協同組合　たすけあい委員会　宛

申請日　西暦 20　　年　　月　　日

□米沢支部 □山形支部	コース名	申請者氏名(ふりがな)　＊自署印鑑不要　㊞	生年月日 年　月　日生
班名(個配の方は居住町名を記載下さい)	組合員コード		☎

【該当する□に✓をつけてください】

その他の保障	□　そ２	加入者及び加入者の家族の出産祝い（同居に限る）

≪適応事由≫

出産した方の氏名	フリガナ	申請者との続　柄	本人・配偶者・子・孫・
住所	〒		
出産日	西暦 20　　年　　月　　日	連絡先☎	
お子さんの名前	フリガナ	↑お祝いをお届けするにあたり事前にご連絡をいたしますので、連絡がつく電話番号をお書き下さい。	
エッコロたすけあい制度の加入確認事項	□　既に加入しています　・　□　　月　　日付で加入しました		

御出産おめでとうございます。
　エッコロたすけあい制度の「エッコロ」とは「はいどうぞ」という気軽に助けたり助けられたり「困った時はお互いさま」のたすけあいを組合員同士で支え合っています。お困りの際はいつでもご相談下さいね。
　生活クラブやまがた生活協同組合たすけあい委員会よりお祝いの品を直接地域の組合員又は職員を通してお届けいたします。楽しみにお待ちください。
　お届けは申請から約２か月ほどかかりますので、ご了承ください。

事務局記入欄→≪お届け確認欄≫

担当地区	□米沢支部・　□山形支部　　地区
届けた日	西暦　20　　年　　月　　日（　　）
届けた人 ＊届けた人はお届け後すぐにエッコロ委員に報告してください。	氏名 □運営委員・□理事・□職員・□他(　　)
エッコロ委員会お届け確認日	西暦　20　　年　　月　　日（　　）
備考欄	

事務局受付日　　年　　月　　日 受付者　　コースNo.　　支部名　山形・米沢　　地区名

申請者のエッコロ加入チェック　□　（□に☑を入れてください）

申請 No.

申

【□組4　集団託児サポート】

＊申請書はコピーしてお使いください。



エッコロ申請書　⑦　＜集団託児サポート＞

生活クラブやまがた生活協同組合　たすけあい委員会　宛

申請日　西暦 20　　年　　月　　日

□米沢支部 □山形支部	コース名	申請者氏名(ふりがな)　＊自署印鑑不要　㊞	生年月日 年　月　日生
班名(個配の方は居住町名を記載下さい)		組合員コード	☎

【該当する□に✓をつけてください】

その他の保障	□　**組4**	集団託児サポート

企画名		
日時	西暦　20　　年　　月　　日（　　）　　時　～　時	
	託児予定人数　　人	託児予定時間　　時　～　時
会場	住所〒　　☎	

《託児者名簿》

	班名	組合員名（保護者）	連絡先☎	子どもの名前	年齢	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

《託児の外部委託の場合》・・・外部委託は実費　　≪添付書類≫・託児を外部に委託した場合は領収書(託児対象は小３年生まで)

委託先名と連絡先☎	託児人数	託児時間	請求金額
	人	～	円

《託児サポーターが組合員の場合》・・・最初の８００円/１時間迄　以後３０分毎４００円　上限2,４００円/日まで

	班名	組合員名	組合員コード又は☎	託児時間	請求金額
1				～	円
2				～	円
3				～	円
				請求金額合計	**円**

事務局受付日　　年　　月　　日 受付者　　コースNo.　　支部名　山形・米沢　　地区名

申請者のエッコロ加入チェック　□　（□に☑を入れてください）

申請 No.

【口そ4　エッコロカフェ】

＊申請書はコピーしてお使いください。



エッコロ申請書　⑧　＜エッコロカフェ申込兼報告書＞

生活クラブやまがた生活協同組合　たすけあい委員会　宛

申請日　西暦 20　　年　　月　　日

□米沢支部 □山形支部	コース名	申請者氏名(ふりがな)　＊エッコロ加入者であること　＊自署印鑑不要　㊞	生年月日 年　月　日生
班名(個配の方は居住町名を記載下さい)		組合員コード	☎

【該当する□に✓をつけてください】

その他の保障	□　そ4	エッコロカフェ（開催要件は３人以上で、うちエッコロ加入者１人以上）

＜エッコロカフェ申込書＞
＊開催の３日前に申し出をしてください。
（事前にコピーを提出、本部センター又は担当職員へ電話かＦＡＸの連絡）

目的/テーマ	＊○で囲んでください ・たすけあい・エッコロ・共済・地域・生活と自治・班会・他 （		
日　時	西暦　　年　　月　　日（　　）　　時　　～　　時	予定人数	人
開催場所	住所：　　TEL：		

- - - -

申請者のエッコロ加入チェック　□　（□に☑を入れてください）

申請 No.

＊コピーしてお使いください。

エッコロたすけあい制度「申請書」提出控え

＊年度の限度額がある事由について自己管理できるよう申請書の提出前に控えておきましょう

	事由番号	事由発生日	金額	申請書提出日	サポーター名	備考
	例） 組４	例） ２０２６年７月４日	例） 800 円	例） ２０２６年７月１５日	例）生活　花子 0238-00-0000	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

— メ モ 欄 —



エッコロうさぎ

困った時に手を差し伸べて助け合うという思いが込められています。一見、かわいいウサギ、逆にしてみると差し伸べた手が図案化されています。

エッコロとは、イタリア語で「はい、どうぞ」の意味。気軽に助けたり助けられたり、そんな関係を作っていく仕組みです。

生活クラブやまがた生活協同組合

米沢本部センター
〒992-0025　米沢市通町 6-16-57
TEL：0238-23-7232
FAX：0238-22-6120

山形松見町事務所
〒990-2431　山形市松見町 3-25
TEL：023-634-8743

２０２６年１０月発行